働保険事務 組合 労 第 務 協 会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18 TEL. (075) 864 - 3336 FAX. (075) 864 -3367〒616-0025

光 社会保険労務士 木 事 務 所

2

y

令和5年版過労死等防止対策白書

þ

盆

八手不足でも睡眠の確保を

に睡 労働時間や睡眠時間と疲労や精神状 の白書では、 の関係を分析しています。 2023年版 眠 が閣議決定されました。 に関する実態調査を実施し、 労働者約1万人を対象 「過労死等防止対策 今年

白

ます。 ち越す人は、 います。 75 VI いる人の27 Va 時間未満が80・7%と大半を占めて ますが、 る人の38 調査結果によると、 不安障害の疑いがあるとしてい 8時間以上が17 8時間未満が45 また、 理想よりも4時間不足して 理想とする睡眠時間は 4% 前日の疲労を翌朝に持 5 週間の労働時間が長 %が、 5時間不足して 1 4%と最も多 睡眠時間は7 重度 %となって つのうつ

くなるほどその

頻度が増え、

うつ病

ことが示されています。 などが疑われる人の割合も高くなる 来年4月から、 事業・業務の性質

す。 が減 あり、 動が回復するなか、 長時間労働が改善されれば れも上位の業種にあがっています。 建設業:総合工事業 労災の支給決定件数をみると、 な長時間労働であった事業・業務で 限規制が始まります。 建設事業、 や実情から適用が猶予されていた、 などにも5年遅れで時間外労働の上 もちろん、 (79件)、道路貨物運送業 しかし、 少に向かうことも考えられま 令和4年度の精神障害による 自動車運転の業務、 コロナ禍を経て経済活 「働き方改革」 建設事業、 (33件) もともと深刻 精神障害 により、 はいず (37件)、 医療 医師

は

られます。 としていずれも厳しい 不足への悪循環に陥ることさえ考え 賃金低下に繋がれば、さらなる人手 らされています。 車運転の業務などは2024年 労働時間の短縮が 人手不足にさ 問

す。 件数は増加傾向にあり、 の導入なども積極的に検討し に限らず、 確保は重要な予防策の う事情があっても、会社の責任は免 は道半ばです。いくら人手不足とい れません。 いかがでしょうか。 人の命を脅かす長時間労働の解消 建設事業、 勤務間インターバル制度 精神障害による労災支給 自動車運転業務など 一つといえま 睡眠時間の てみて



## 第19回 ハラスメントの防止のための望ましい取組み

### ハラスメント を 考える 働きやすい 職場を目指して

厚労省のハラスメント防止指針では、事業主に対する「雇用管理に、これに加えて以下の3つの「望に、これに加えて以下の3つの「望ましい取組み」を定めています。
①各種ハラスメントの一元的な相談体制の整備

法、セクハラ・マタハラは男女雇法、セクハラ・マタハラは男女雇 用機会均等法、育児・介護休業法 といったように、それぞれ規定し ている法律は異なりますが、実際 の職場ではさまざまなハラスメン トが複合的に生じることが考えら れます。このため、相談窓口は一 元化し、あらゆるハラスメントに

これまでハラスメント防止のため これまでハラスメント防止が、指針はこれに留まらず、さらに「望ましい取組み」への積極的な対応を求めい取組み」への積極的な対応を求めています。今回は、義務ではありませんが、ハラスメント防止対策を推進する上で効果的であると考えられる取組みについてみていくことにしる取組みについてみていくことにします。

で、従業員に周知することが望ま包括的に対応できる体制を整備し

トロールする手法やコミュニケーションスキルをアップさせるための研修などを実施し、職場におけめる能力などの向上を図るようにめる能力などの向上を図るように

また、適正な業務目標の設定・また、適正な業務目標の設定・な肉体的・精神的負担を強いるような職場環境を改善することが望

# 要因解消への取組みも 措置義務実施に加えて

しいとしています。

②職場におけるハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取組み だコミュニケーションの活性化を だコミュニケーションの活性化を では、 では、 定期的な面談、ミーティングな 定期的な面談、ミーティングな では、

マタハラに関する取組みでは、その原因や背景となる要因を解消するための措置義務が事業主に課するための措置義務が事業主に課するための措置義務が事業主に課するでで、周囲と円滑なコミュニケー応じて、周囲と円滑なコミュニケーでする意識を持つことを啓発することが望ましいとしています。

## ③労働者や労働組合等の参画

雇用管理上の措置を講じる際に、必要に応じて従業員や労働組に、必要に応じて従業員や労働組て、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検の的確な把握や必要な見直しの検がます。

みにも積極的に対応することが望 といったハラスメント防止の取組 こと、②カスタマーハラスメント 業員、 ましいとしています。 他マニュアルの作成、 のための取組みを行うこと、 に対応すること、被害者への配慮 されないよう、相談に応じ、 によって、従業員の就業環境が害 禁止する方針を併せて示すととも の従業員と同様のハラスメントを に、適切な相談対応などに努める ブを行う者などに対しても、 者、個人事業主、インターンシッ なお、 就活中の学生などの求職 指針では、 ①他社 研修の実施 0 従